

通 報

大ト協第31号
令和3年5月

各 位

一般社団法人大阪府トラック協会
会長 辻 卓 史

令和3年度 EMS機器（デジタルタコグラフ）導入にかかる助成について （ご案内）

時下、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素は、当協会運営に格別のご理解とご協力を賜り誠にありがとうございます。

さて、当協会では、エコドライブの実践について効果があるとされるEMS機器（デジタルタコグラフ）について、導入費用の一部助成を実施いたします。

つきましては、以下の要領をご参照のうえご利用いただきますようご案内申し上げます。

記

1. 募集期間

令和3年4月1日（木）～ 令和4年2月28日（月）

※上記期間に、申請書類が大ト協に必着のもの。

上記期間内であっても、助成予算枠に達した時点で受付を終了させていただきます。予めご了承下さいますようお願い申し上げます。**（終了の際は、大ト協ホームページ TOPICS 欄にてご案内します。）**

2. 助成対象機器

（別表）令和3年度対象機器一覧（EMS機器）を参照してください。（公社）全日本トラック協会の定めるEMS機器（デジタルタコグラフ）とします。助成対象機器に追加・変更等がありましたら、大阪府トラック協会ホームページの「各種助成事業」欄でご案内いたします。

3. 助成額・上限台数

1台あたり機器本体価格の1/2、かつ上限2万円までとし、1事業者あたり上限台数は20台までとします。

※年度内、同一車両の複数回の申請は不可とします。

4. 助成条件（以下のすべてに該当する必要があります）

○大阪府下の貨物運送事業者が、自社で保有する営業用貨物車両（大阪・なにわ・堺・

和泉ナンバー)に、新品の機器を装着すること。(被けん引、軽自動車、自家用車を除く)

- 令和3年4月1日以降に、導入・装着後、代金を支払った機器を、助成対象とします。
- 新車導入で購入の場合は、登録日が令和3年4月1日以降のもの。
- 導入方法は、買い取り(一括、割賦)、リースのいずれかとし、賃貸借機器・中古機器等は助成対象外とします。
- 機器本体価格のみに助成し、消費税・事務所用機器・解析ソフト・取付工賃等は助成対象外とします。
- アナログタコグラフは、助成いたしません。
- 1台の機器で、デジタルタコグラフ機能とドライブレコーダ機能を両方備えている場合、(別表)令和3年度対象機器一覧(EMS機器)欄に○印がついている機器のみ、デジタルタコグラフ・ドライブレコーダの両方で助成申請できます。
- 1台の機器で、デジタルタコグラフ・ドライブレコーダ・ASV(先進安全自動車)の3つの機能を備えている場合、デジタルタコグラフ・ドライブレコーダの両方で申請するか、ASV(先進安全自動車)として申請してください。
- 国の補助金が交付された機器については、重複助成いたしません。**

5. 助成申請必要書類(郵送可)

- ①(様式1)令和3年度EMS機器導入助成金交付申請書(兼誓約書)
- ②(様式2)EMS機器導入内訳書
 - ・機器メーカー名等は、(別表)を参照してください。
- ③(様式3)EMS機器装着証明書
 - ・機器メーカー名等は、(別表)を参照してください。
 - ・**【導入事業者名】欄に、運送事業者名をご記入ください。**
- ④(様式4)暴力団排除の誓約書
 - ・年度中に、他の助成事業で提出済の場合は不要です。
- ⑤請求書(写)
 - ・請求書(見積書)は、機器メーカー名・型式・本体価格等が明記されていること。
 - ・請求書の額と領収証(または振込明細書等)の額が同じであること。数件の請求書を合算して支払った場合は、すべての請求書(写)を添付してください。
 - ・請求書は、該当箇所のみならず、全ページの写しを添付してください。
 - ・車両と機器を一括で導入する場合、もしくは機器のみをリース契約および割賦購入する場合は、見積書(写)を添付してください。
 - ・請求書(見積書)に値引き表示がある場合、どの項目にかかる値引きかが明記されていること。(例:「設定費値引き」など)
- ⑥領収証(写)(※振込明細書等(写)も可)
 - リース契約の場合はリース契約書(写)

割賦購入の場合は割賦販売契約書（写）

- ・リース契約書や割賦販売契約書等に、契約日が記載されていること。また、契約書等に登録車両番号が記載されていない場合は、物件受領証等（写）を添付してください。
- ・領収証、振込明細書等は、振込日、金額、振込元、振込先等が確認できるものとなります。切り貼りや修正があるものは不可としますが、必要箇所以外の部分（残高等）を黒く塗りつぶしていただくのは可とします。
- ・通帳の写しは不可とします。
- ・領収証等の代金領収日が、令和3年4月1日以降であること。
- ・手形でのお支払は、令和4年3月末までの決済分が助成対象となりますので、領収証（写）の余白部分に手形決済日（支払期日）をご記入ください。

⑦車検証（写）

- ・助成金を申請する時点で有効期間内のもの。

⑧その他

- ・上記の書類の他、必要に応じてこちらからご提出をお願いすることがあります。

6. その他

- 申請書類等に不明瞭な点がみられる場合は、助成いたしません。
- 記入を訂正する場合、修正液等は使用せず、二重線で消した上から書き直してください。
- 機器の在庫状況等については、販売店等にご確認ください。
- 申請後にFAXやお電話での内容照会や写しのご返却・ご提示は致しかねますので、必ず事前に各社にて申請書類の控えをお取りください。**

（助成金申請先ならびにお問合せ先）

〒536-0014 大阪市城東区鳴野西 2-11-2

（一社）大阪府トラック協会 交通・環境部

TEL：（06）6965-4033 FAX：（06）6965-4029